

満洲林業移民と営林実務実習生制度

玉 真之介

【要旨】一九三六（昭和一一）年から開始された満洲林業移民と営林実務実習生制度については、これまで研究がなされてきていない。それは満洲移民の中でそれが占めるウエイトが小さいためであるが、視角の定め方によつては、この意味は小さいとは言えなくなる。すなわち、本稿が着目するのは、この二つがスタート時点から満洲への「技術移転」という目的を明確に持っていたという点である。「満洲国」が日本の傀儡国家であり、そこにおける資源開発も日本の総力戦体制の構築・維持のためのものであったことは、すでに明らかにされてきているが、その目的を達成する手段として「技術移転」が進められた点についての検討は、未だ十分とは言えない。実際、農業移民についても後半になればなるほど、技術移転が重要視されていたのである。

この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、青森・秋田の両営林局（現、東北森林管理局）が移民の募集や実習生の受入の中心になったものであった。その結果、林業移民の多くが青森県の林業労働者で構成された。また、営林実務実習生制度については、通算すると一〇〇名を超える中国人実習生を青森県で受け入れ、営林実務の訓練を行っている。本稿では、当時の関連文献並びに東北森林管理局青森分局所蔵の一次資料から、青森県と満洲国（中国）との林業技術面における関わりの歴史としてもこの二つを考察した。

その結果、満洲林業移民については、初年度は熟練技術者を主眼としたものであったが、翌年からは大量農業移民政策の影響を受けて、農業移民としての定着に重点が変更され、そのために多数の退団者が出たことが明らかとなった。また、営林実務実習生制度については、優秀な実習生が渡日すると共に、濃密なカリキュラムが準備され、林業技術の移転に一定の役割を果たすものであったとの評価も可能であることを論じた。また、小学校の運動会への参加など、実習生と地元との交流についても触れた。

はじめに

昭和恐慌期にはじまり一九三七（昭和一二）年から本格化する満洲農業移民については、これまでも一定の研究蓄積がある¹⁾。しかし、本稿が取り上げる満洲林業移民については、管見する限り研究テーマとして取り上げられたことがない。その理由としては、それが占めるウエイトが小さいことがある。実際、最終的には三〇万人にまで達する農業移民の中で、その数は一〇〇〇戸程度と推定され、その結果として満洲移民に関するものとも基本的文献である『満洲開拓史』においても、十数行の記述にとどまっている（満洲開拓史刊行会、一九六六、三三五頁）。

ただし、規模は小さくとも視角の定め方によって、その意味するところは異なってくる。本稿が着目するのは、林業移民が一九三六年のスタート時点から満洲への「技術移転」という目的を明確に持っていたという点である。その点では、本稿で取り上げるもう一つの営林実務実習生制度は、いつそうその点が明確であるが、この制度については『満洲開拓史』にすら記述がなく、およそ歴史として完全に忘れ去られている。

「満洲国」が日本の傀儡国家であり、そこにおける資源開発も日本の総力戦体制の構築・維持のためのものであったことは、すでに明らかにされてきている。ただ、その目的を達成する手段として「技術移転」が進められた点についての検討は、未だ十分とは言えない。とりわけ、農業移民研究の分野では、こうした視角からの突っ込んだ検討はなされてこなかった。しかし、これまで一連の拙稿で明らかにしたように、農業移民についても後半になればなるほど、技術移転が重要視されていったのである²⁾。

また、この満洲林業移民と営林実務実習生制度は、当時の青森営林局が移民の募集や実習生の受け入れの中心になっており、したがって青森県と関係の深いものだった。実際、林業移民はその多くが青森県から出て行っており、営林実務実習生制度については、通算すると一〇〇名を超える中国人実習生を青森県で受け入れ、営林実務の訓練を行っている。その意味で、満洲林業移民並びに営林実務実習生制度は、青森県と満洲国（中国）との林業技術面における関わりの歴史としても光を当ててみる価値がある。

そこで本稿は、当時の関連文献並びに東北森林管理局青森分局所蔵の一次資料から、その実態とその歴史の意味について考察を行ってみることにする。ただし、紙幅も限られているので、満洲林業移民については、一九三八年までの募集と送り出しの実態に絞って考察し、営林実務実習生制度についても第一回実習生の受け入れに重点をおいて考察する。また、それに先行して、満洲での森林開発の経過とその背景についても整理を行うこととする。

一、林政機構の整備と官行斫伐事業の開始

（一） 満洲国林政の確立まで

清朝政府によって長らく封禁されていた満洲の地は、長白山脈、大小興安嶺地帯を中心に全土の約三割ほどが森林に覆われていた。その面積は、二千万町歩以上、森林蓄積も一二〇億万石以上と言われた（村上、一九三六、二四頁）。この豊富な森林資源は、一九世紀末から二〇世紀にかけて、満洲の覇を競うことになったロシアと日本のどちらにも魅力的なもの

であった。ロシアは、東支鉄道の敷設権とともに沿線の森林伐採権を獲得し、しだいに鴨緑江上流方面へも進出していった。これは、その地へ進出して日本木材資本との対立をもたらした。明治三十五年頃には両者の紛争は最高潮に達し、是等森林問題が日露戦争の導火線となった（宍戸、一九三三、六頁）と言われている。

日露戦争後、日本は清国と北京条約を結び、鴨緑江採木会社を設立するなど森林開発の足場を固めた。さらには一九一五年の対華二十一カ条の要求にも、森林伐採事業の要求を含め、いわゆる西原借款でも吉林・黒竜江の国有林収入をその担保とした（同、六一七頁）。

辛亥革命後の中華民国は、一九一二年に無主山林の国有化を決定し、一九一四年には森林法を公布するなど、革新的な林業政策を打ち出したが、満洲の地での実行支配力を欠き、財政収入の補填のためにいたずらに林場権といわれる長期の国有林利用権を乱発した。二五〇カ所に及んだと言われる林場権は、図面上だけの認可のため、実際の区域は曖昧で、重複も頻繁であり、紛争対立の素となっただけでなく、長期的な保全の観念を欠いた乱伐を誘発するものであった（同、大澤、一九三六、萩野、一九六六）。

こうして一九三二年にスタートした「満洲国」にとって、林政の確立は最重要視されていた。実際に、翌三三年三月に公表された「満洲国経済建設要綱」には、すでに林業について「森林ノ濫伐ヲ抑制シ之ガ保護増殖ニ努メ合理的経営ニ依テ林力ノ保続ヲ図ル」、「今後五カ年ヲ期シテ林場権ノ整理ヲ行ウ」、「国有林ノ経営ハ国营ヲ原則」とするなどの基本方針が示されている（萩野、一九六六、二九二頁）。この方針は、直ちに関東軍において集中的な討議に付され、五月十四日には「満洲国森林及既発放林場権整理並国有林経営方策要綱」が関東軍司令部の名で決定された（満鉄経済

調査会、一九三五）。

(2) 国有林経営機関の整備

この「要綱」の内、「国有森林の管理及経営方策」については、「実業部に外局として国有林管理局（又は森林局）を設け国有林の管理経営及処分に関するいっさいの事項を管掌す」とされ、さらに「国有林は之を数個の森林官区に分ち必要に応じ是等各管区に林区署を置く」とされていた。また、「国有林は其の全部を直接国营とするを原則とするも当分の間は左の方法に依り経営す」と、「既設機関をして一定地域内の森林を経営せしむるもの」、「日満合弁の特殊林業会社」により経営させるものが挙げられていた（同、一七一―一九頁）。

この方針に基づいて、一九三四年二月からは実業部直轄の実行機関として森林事務所の開設が進められ、翌三五年九月までに二三カ所の森林事務所が設置された。それぞれの森林事務所には、日本から農林省が選抜した林業技術者が多数送り込まれた（萩野、一九六六、二九九頁）。ただし、森林事務所の管轄は国有林のみで、民有林はそれまで通り各地方庁の所管であったので、「日本内地と同様に、中央段階から国有林経営と民有林行政との機能的分離」（同）がおこなわれることになった。

また、一九三五年の夏には、農林省山林局長村上龍太郎が関東軍顧問として招聘され、約一年をかけて満洲国における林業政策の具体的実施方針の立案にあたった（日本林材研究所、一九三七、一九頁、村上・奥野、一九三六）。この結果として、翌一九三六年よりいよいよ国有林に対する直営の官行斫伐事業が開始され、その一貫として林業移民や営林実務実習生制度なども開始されるのである。林政機構の整備はさらに続き、森林事務所は三六年七月に林務署、三七年十月に営林署と名称を変更され、三九年

には営林局制度も牡丹江、北安、チチハルに敷かれたため、「国有林経営機関は日本内地とまったく同一の三段階制（林野局—営林局—営林署）となった」（萩野、一九六六、二九九頁）。

(3) パルプ資源問題と満洲林業開発

ここで、官行斫伐事業に入る前に、満洲国において森林開発が急がれた背景となる当時の木材パルプ資源問題に触れておく。

第一次世界大戦以降、日本では化学工業が急激な発達を見せ、とりわけ木材化学工業の成長には著しいものがあつた。それは従来の製紙用に加えて、人絹用への用途拡大が要因としてあり、一九二九年時点で日本は、「既に世界第一の人絹生産国たるの観がある」（荒浜、一九三八、五五頁）と言われるまでになった。さらに、オーストラリアとの通商関係の悪化とともに、羊毛代用として需要が拡大したものがステープルファイバー（人造羊毛、通称スフ）である。これは重要な軍需品でもあり、これら需要の増大とともに、パルプ資源の供給問題が顕在化してきたのである。

一九三五年における日本のパルプ消費量は、九九万三千トンで四年前の三一年と比べて四七％の増加を見せていた。それに伴ってパルプの輸入量も三一年の一〇万トンから三五年の二七万トンへと二・七倍に増加していた（同、五六—五七頁）。というのも、当時のパルプ国内供給は、内地の間伐材に加えて多くは樺太と北海道に依存していたが、供給地として首位をしめる樺太で長年の濫伐、討伐、火災が続いてきたことから、一九三三年に一大林政改革がなされ、伐採量に計画性をもたせることが決定されていたからである⁴⁾。

こうしてパルプ需要は、今後も急激な拡大が予想されるのに対して、国内供給は拡大の限度が明らかとなり、さならる輸入増加が予想された。し

かし、主な輸入先は北米であり、それは外貨節約の観点から問題視されるようになる。こうして、樺太パルプを補充するものとして、満洲の森林に大きな期待が寄せられたのである。

このパルプ資源問題は、一九三六年頃から特に重大化する。雑誌『木材』第七巻第二号（一九三七年）は、「パルプ問題白熱化す」の見出しで、「昭和十二年初頭に於ける木材界の中心問題は、実にパルプ問題であつた」（二二頁）と述べている。また、「パルプ国策問題の行衛」という記事では、満洲について触れ、「当局としては満洲建国以来之等の森林を先づパルプ資源として利用するの方針を建てて次の四社の設立が昨年（一九三六年：主）許可された」（二七頁）と、東満洲人絹パルプ会社、満洲パルプ会社、日満パルプ会社、東洋パルプ会社の名前を挙げている⁵⁾。

また、一九三八年の『木材』第八巻第一号では、「活動期に入れる満洲のパルプ事業」と題して、「最近の我国パルプの需要の増大は、パルプ増産の必要が急務とされ、企画院がパルプ五カ年計画を国策的立場から樹立した。かくして、満洲の四社も日満プロックの主旨に添ふべく、この五カ年計画に参加させられている」（五九頁）と記されている。これは、一九三八年の一月二日に閣議決定された企画院立案の「パルプ増産五カ年計画」のことで、一九四二年の需要量を約一七〇万トンとして、そのうち三〇万トンを満洲からの輸入とするものだった（企画院、一九三八）。

一九三六年から満洲国で開始される官行斫伐事業は、このような日本におけるパルプ資源供給問題を背景として、国策的位置づけの下に開始されたのである。

(4) 官行斫伐事業の開始

満洲国では、官行斫伐事業に先行して、一九三五年の冬季造材からは新

しい方針に基づく「集団伐採」が開始されていた。満洲における森林開発の主要な障害は、森林地帯が「馬賊」や「匪賊」と呼ばれた武装勢力の根拠地だったことにある。このため、それまでの民間による森林伐採は、自警団を組織したり、金品を与えたりするなどして、行われていた。集団伐採とは、こうした事態の抜本的打開を目指したものである。

まず新たな募集によって森林警察隊が編成され、期間と区域を限定して、関東軍、満洲国軍、警察も支援して、伐採現地に警備隊が駐屯する体制が作られた。また、民間業者は許可に際して、伐採高や作業工程について政府の指示に従うことが要求され、警備司令官及び森林事務所長がその指揮を行うこととなった。さらに、業者が雇用する労働者にも政府が許可証を与え、それを携帯しない者は伐採区域内に立ち入らせないこととした。以上のような、厳格な管理による集団伐採が、一七の森林事務所の二七区域でこの年に実施された。

この徹底した管理方式が成功を収めたことを踏まえて、翌一九三六年には一八森林事務所の三三区域について、七万四〇〇〇人の労働者の雇用により五二〇万石の出材量を予定する集団伐採が計画された⁷⁾。その内の四カ所が、政府自らが実施主体となる官行斫伐であった。これが国有林国营原則の具体化であることは言うまでもない。実際、地区としては四カ所であるが、雇用労働者は約二万人、出材量は一六〇万石が予定されており、それぞれ全体の約三割を占めるものであった⁸⁾。したがって、この官行斫伐事業の実施には、「森林ノ濫伐ヲ抑制シ之ガ保護増殖ニ努メ合理的経営」が意図されていた。林業移民と営林実務実習生制度は、その実現の手段として企画されたのである。

満洲国で林業移民を起案した当事者である毛利富一（林野局林政科長）

は、当時を回顧した座談会で、以下のように述べている。

「当時満洲の伐採業者は儲かる木から抜き伐りをし、最も良い木を先に伐り、順次第二第三と良い木を採り、遂には灌木だけが残存する様な状態でありました。斯様な方法に放任して置いては森林の経済的経営は不可能でありまして、合理的に経営することが絶対必要でありました。日本より林業移民を招いて、一面斫伐の事業に従事せしめ、他面満洲人の指導教育に当らせることが必要と思ひ、村上さんの御指導を受け、内地より移民を送って貰ふ様に御願ひしたのです。」（山内・久保田、一九四〇、二〇頁）。

また、この年より満洲国では日本と同様の国有林特別会計制度も創設された。このように、満洲の森林開発は、日本の制度と技術を全面的に導入するものだった。この点は、日本の小規模稲作農業と満洲の大規模畑作農業という違いから、当初は中国の在来農法の採用が目指された農業移民との大きな違いである。満洲の「林政上にはわが国の優秀なる経験が惜しみなく伝授されているようであるからその林業の飛躍は期して待つべきものがある⁹⁾。」という言葉にも、日本林業の自信のほどが読み取れる。

二、満洲林業移民政策の開始と募集の実態

(1) 満洲林業移民と退団者

こうして満洲林業移民は、一九三六年九月から開始されたが、この満洲林業移民については、一九三九年になって三つの詳細な調査報告がなされている（山内、一九三九、八谷、一九三九、奥田・川村、一九三九）。それは、この年に「満洲開拓政策基本要綱」が作成される過程で、移民政策

が抜本的に見直され、強化されるようになったことが一つの背景としてある(玉、一九九六)。八谷正義「満洲に於ける林業開拓民に就いて」(八谷、一九三九)も「拓務省の委嘱に依」る視察報告であり、タイトルが林業移民ではなく「林業開拓民」になっているのも、移民政策再編の過程で「移民」という言葉が廃棄され、すべて「開拓民」に変更された結果である。

その一方で、調査報告がなされた背後には、林業移民に固有の理由もあった。それは、第一回林業移民一三二戸からは三二戸(二四%)、第二回一六五戸からも六一戸(三七%)もの退団者があり、第三回は移民が六五戸のみと、林業移民が退団者と移民減少という問題に直面していたことである。三つの調査報告は、いずれも林業移民の現状に対する概括的な報告であるが、いずれも退団問題や移民減少に向けての改善方策に触れている。そこでの特徴は、林業移民が「林業上の技能」は有するけれども「一種の農業開拓民」であるという点が強調されていることである。三つの報告は、この観点から「入植資格の緩和」(山内)や割当農地拡大(八谷)を提言している。

しかし、これは後に述べるように、林業移民がむしろ大量農業移民政策の影響を受けた結果と見ることができ。そこで以下では、東北森林管理局青森分局に残された資料から青森県における初期の林業移民の実態と退団者の問題に迫ることによって、林業移民の性格づけに変更が生じる過程を分析することにする。

(2) 第一回林業移民の募集

青森営林局長・原三六宛に満州国より「官行斫伐事業ニ使役スヘキ傭人及伐木夫等募集」の依頼文書が届いたのは、一九三六年六月二十六日である。そこでは「是非人物本位ニテ成績優秀ナル者ヲ割愛被下度御願申上

候」とあり、国内農村の経済更生や過剰人口対策への言及は一切なく、端的に満洲の官行斫伐事業のために林業労働者の派遣を求めるものであった。その一方で、「作業現場ニハ森林警察隊二百人乃至四百人位ヲ配置スル」、「治安関係ニ就キテハ日満軍隊モ十分支援スル」など、移民がもつとも危惧する安全対策については万全であることが強調されている。

この手紙に添付されていた林務司「林業労働者入植方針及計画」を見ると、まずその方針が以下のように記されている。

「官行斫伐事業ノ実行ニ当リ事業ノ経済的且ツ合理的ナル運営ヲ為サシカ為メニハ斯業ニ熟練ナル労働者ヲ必要トス而シテ之等労働者ノ養成ニハ長年月ニ亘リ訓練ヲ要ス依ツテ本年度ヨリ官行斫伐事業ニ使役スヘキ労働者ノ一部ニ練達セル日本人労働者ヲ招致シ労働者ノ中堅トシテ活動セシメ併テ満人労働者ノ指導誘掖ニ当ラシムルト共ニ之ヲ移民トシテ定住セシムルノ方策ヲ採ラントス」

ここでも目的が「官行斫伐事業ノ実行」にあることは明瞭であり、招致する林業労働者には熟練した技術によって事業の中核となることに加え、中国人労働者への技術指導が期待されていた。また、移民の年次計画は、表1のようになっており、五年後であつても人数が大きく増えるものではなかった。また、今年度の募集は、古洞河、草皮溝、二道河子、大青山の四事業地について、それぞれ山頭一名、運材頭一名、検尺員一〇名、伐木夫一三名、藪出夫七名の

表1 招致労働者年次計画

年度	山頭	運材頭	検尺員	伐木夫・藪出夫	計
1936	4	4	40	80	128
1937	4	4	35	70	113
1938	3	3	30	60	96
1939	3	3	33	66	105
1940	5	4	47	94	150
計	19	18	185	370	592

三二名、総計二二八名であった。

次に「招致労働者選定要件」では、「親切ニシテ融和性ニ富ミ克ク満人労働者ノ模範トナリ其ノ指導ニ当リ得ル資質ヲ有スル者」とあり、「特ニ酒癖ノ悪癖ナキヲ要ス」とあり、多くの中国人労働者の中で働くことへの配慮が求められている。また、林業従事は冬季のみで、夏期は農業で生活することになるので、「農業ニ従事シ得ヘキ者二人以上(内一人ハ男子タルヘキコト)ヲ有スル移住シ得ヘキ農家ノ一員タルコト」とされていた。

ただし、「使役ニ関スル要領」を見ると、「山頭、運材頭、検尺員ハ官行斫伐ノ常備夫トシ周年雇傭ス」とあり、山頭、運材頭は日給四円から四円五〇銭、検尺員は日給二円五〇銭となっている。これに対して、伐木人は「官役人夫」として十月から三月の冬期間雇用で一日平均三円から三円五〇銭となっている。また、「募集及渡満」では、農林省山林局が斡旋するとして四地区に対応して青森、秋田、岐阜、長野の四県で行うとされている。さらに、「入植要領」では、「拓務省助成ノ自由移民トシテ取扱フモノトス」とされ、営農は「一戸五町歩ヲ標準トシ内ナルヘク水田一町歩ヲ耕作スル様指導ス」とあり、公共施設としては移民子弟の簡易教育場、衛生施設としては看護技術員及び嘱託医を配するとあった。

このように、最初の募集はあくまで熟練林業技術者に主眼があり、ただ伐木人については雇用期間が冬期間だけとなるので、それを単なる出稼ぎとさせず、夏期は農業を行って定着させるという趣旨のものであった。農地配分が五町歩と、当時の農業移民の半分の規模であるのは、この移民が農業に重きを置いていない証拠であった。

それはともかく、この選定要件は直ちに青森営林局管内の一八の青森県内営林署(蟹田、内真部、今別、増川、相内、中里、金木、弘前、大鰐、

碓ヶ関、川内、佐井、大間、大畑、田名部、横浜、野辺地、鱈ヶ沢)に伝えられ、それぞれの営林署で募集が開始された。それからほぼ一ヶ月後の七月二五日現在の林業移民希望者調が資料として残されており、ここではすべての営林署から一名以上の応募があり、総計は一四一名で、その内訳は、山頭八、運材頭三、検尺夫二四、山夫一〇六となっていて予定人員の二倍以上であった。営林署別では、営林実務実習生を受け入れている大畑と川内が多く、それぞれ二五人と二人で、「外ニ希望者アルモ見合ス」とある。また、大鰐も二人と多かつた。ここから、第一回の林業移民の募集に対する反応はかなり良かったことがわかる。

(3) 第一回林業移民の選抜と渡満

八月九日、秋田営林局七座営林署において、林業移民の打合せ会が拓務省より大野東亜課長、陸軍省より三科大尉、満洲国から毛利課長が出席して開催され、そこで基本的枠組みが決まった。その後、八月二四日には山林局長から青森営林局長宛に、入植地・大青山が青森第一組三二名、二道河子が青森第二組三二名、草皮溝が秋田第一組三二名、古洞河が秋田第二組三二名と決定した旨が通知されている。青森や秋田での応募者が多かつたためか、岐阜、長野からの募集は行われず、青森、秋田営林局からのみの選抜となった。

青森営林局で選抜されたのは、第一組、第二組ともに山頭一名、運材頭一名、検尺夫一〇名、山夫二〇名のそれぞれ三二名である。第一組は、山頭福田倉次郎ほか大畑営林署から二〇名、内真部五名、中里一名、金木三名、碓ヶ関一名、横浜一名で、大畑営林署中心の構成であった。第二組は、山頭玉川藤八ほか川内営林署から一六名、野辺地五名、大鰐四名、横浜二名、田名部二名、佐井二名、相内一名で、川内営林署中心の構成で

あった。平均年齢は、第一組が二九・八歳、第二組が三〇・九歳で、その内、戸主は第一組が二人、第二組が一八人で、その他は戸主の子供や弟、甥、孫などである。家族数はまちまちだが、独身者が数人おり、それらはいずれも来春結婚の見込みと記されている。これは農業従事者二人以上という選定要件を配慮した但し書きであろう。

この人選について青森営林局長は、「何レモ極メテ熱烈ニ移民希望ヲ有シ且永年当局管内斫伐其ノ他ノ業務ニ出役シ成績優秀ト被認候条御採用相成候様御取計相成度」と推薦している。これら六四名は、川内営林署の野原正勝技手引率の下に、九月一三日新潟港出港の嘉義丸で晴れて満洲の斫伐事業地へと向かっている。

現地での作業の状況は、大青山へ入った第一組について十二月二四日に「林業移民状況ニ関スル件」と題する報告が青森営林局長宛に届いている¹⁰⁾。それによれば、「九月十七日青山着同二十三日大青山官行斫伐事業地へ上山翌二十四日より当時準備作業中ノ各組ニ所属シテ一日賃金三円三十錢ヲ以テ当分従事シ其ノ間仕事ニヨリテハ功程払トシテ一日四円以上五円位モ働キタル事モアリ十一月二十四日より造材作業ニ着手シ健康状態良好」とある。ただ、一人が造材作業中に全治三週間ほどの怪我で入院中とある。また、生活費を除いて、概ね各人一三〇円ほどの余剰金があり、「経済状態モ樺太方面ニ出稼ギヨリハ良好ニシテ造材終了頃ニハ相当ノ余裕ヲミルベシト思料セラル」とある。

ただ「大青山一帯ハ従来共産匪ノ巢窟トシテ知ラレ来リシ」地で、「目下大部隊ヲ形成セル匪賊ハ存在セサルモ少数ノ匪賊ハ出没頻繁」とある。また、生活は「移民ハ現在客月新築ノ柚小屋ニ起居シ共同炊制度ノ下ニ炊事担当者ヲ雇入レ各自ノ出役日数ヲ多カラシメ収入ノ途ヲ講ジ生活費ノ輕

減ヲ計ル」とある。さらに、「移民娯楽ノ一端トシテ本署ニ於テ蓄音機ヲ一台購入備付一般ニ聴取セシメ慰安ニ供シツツアリ」と報告されていた。

(4) 第二回林業移民の募集

以上のように、概ね順調にスタートした林業移民であったが、翌一九三七年になると、様々な事態が生じてくる。まず、五月一四日付けで満洲国実業部林務司长から山林局長宛に、「左記三名ハ農林業共全ク経験ナキノミナラズ素行上團ノ統制ヲ紊シ到底定着ノ見込ナシ」として帰国の通知が来ている。この内の一名は作業中に負傷した者である。他の一人は三七歳で家族が五人、中里営林署で伐採・造材作業などの経験を持っている。もう一人は三三歳で家族は四人、大畑営林署で柚夫として長く働いている。作業経歴書の記載が虚偽がない限り、「農林業共全ク経験ナキ」とは考えられない¹¹⁾。

おそらくは、家族と離れた外国での仕事に適應できず、何かと不平不満を口にしたのではないかと思われる。それに関連して、八月六日には、これら退団者について「噂ニ依レバ夫等不心得者ガ内地ニ於テ悪質ノ宣伝ヲナシ今後ノ移民渡満者ノ将来ニ暗影ヲ投ズル如キ言辞ヲ弄スルヤ聞キ甚ダ遺憾」という手紙が届いている。第一回移民はこの頃、斫伐作業を終わって入植地である古城鎮(第一組)、仙洞(第二組)に移り、四月からは家族を招致しつつあった。そこでの農業に関する資料もあるが、機会を改める。

第二回林業移民の募集は、六月五日付けで「本年度以降別紙ニヨリ入植セシムル計画ノ処右ノ内本年度日本ヨリ招致スヘキ二〇〇名ハ其ノ内一三〇名ヲ青森県ヨリ選抜趣趣ニ有之」、「貴管内斫伐事業実行上支障ヲ来サザル限度ニ於テ希望者ヲ取纏メ来ル六月二十五日迄ニ回報相成度」と依頼文

が来ている¹³⁾。その別紙計画では、日本よりの招致が今年度二〇〇、来年度以降は毎年六〇〇となっており、表1の年次計画と比べて募集人員が大幅に増加されたことがわかる。しかも、添付の「満洲国ヨリノ希望」では、「林業移民ハ全部柚夫トシ傭人ハ之ヲ採ラサルコト」「必ス農耕ノ経験アルモノタルコト」とされている。

この満洲国からの希望は、第一回移民における退団者の問題が関係している¹⁴⁾。青森営林局で言うと、翌年までに第一組から六名が退団し、その内三名が検尺夫であった。同様に、第二組では一二名が退団し、その内九名が検尺夫であった。これら退団者の請願書を見ると、「年ヲ通シ営林署官行斫伐事業ニ従事セシムル由ニテ団員トナリ入植シタル」に、「夏期ハ農業ヲ営ムヘシトノ事ナルモ私共ハ内地ニ居リシ当時ヨリ営農ニ経験ヲ有セス尚入植後営農ヲ心掛ケ努力スルモ一朝一夕ノ事ニ非スシテ他ノ団員ニモ多大ノ迷惑並ニ影響ヲ及ホス」(退団者請願書)と記されている。

つまり、これらの者は林業專業で周年雇用のもりで渡満したのであった。実際、当初の選定要件では検尺夫は周年雇用とされていた。その意味で、この退団は「第一回に応募した者の内にはよく此の趣旨が徹底して居なかつた」(八谷、一九三九、三〇頁)のではなく、明らかに採用後に方針が変更された結果であると思われる¹⁵⁾。事実、七月九日には、「方針及計画書改正要旨」として、「昨年度ハ柚頭、運材頭及検尺夫ハ傭人トシテ招致シタルモ移住者トシテ指導上不都合ヲ来スコト多キヲ以テ」「人夫ノミヲ招民スル」との方針変更が伝えられている¹⁶⁾。

この第二回募集における人員の大幅増加、方針変更の背景にあるのは、前年八月の広田弘毅内閣による満洲二〇ヶ年百万戸移民の国策化である。実際、営林局資料には、この年一月の第一回満洲移民地方協議会指示事項

が綴じ込まれており、ここでは第一期五ヶ年計画において林業移民が入る自由移民は一九三七年に一〇〇〇戸、五ヶ年で三万戸と示されている。つまり、この年より満洲林業移民も百万戸計画への寄与を求められていたのである。こうして、林業移民はこの年から、満洲国国有林の斫伐事業のみではなく、大量農業移民の一翼という使命が付け加えられることになった。先の「方針及計画書改正要旨」には、その見返りとして補助資金の増額が示されていた。

(5) 募集の困難

しかし、第二回林業移民の募集はうまく行っていない。その要因の一つは、この年の七月にはじまった日中戦争である¹⁷⁾。すでに渡満すべき九月二九日付けで「極力募集ニ努メタルモ移住希望者ノ中ヨリ召集セラレタル者或ハ家族ニ召集セラレタルモノアリテ本年度ノ渡満ヲ見合タル者続出シ」「現在柚夫ノ需給関係ヨリ觀ルモ之以上ノ募集ハ困難」とある。それでも、各営林署へは、「本件ハ国策遂行上重大ナル事項ニモ有之是非予定数ヲ充足セシメラレ度旨更ニ山林局長ヨリ申進ノ次第モ有之候」として、「今般渡満ヲ見合タル者ニ対シテハ貴官ヨリ更ニ再考方論」すことが求められている。

なお、この年は募集人員も増加されたため、八月時点で「本年度以降ノ募集ハ青森県ノミナラズ当局管内岩手、宮城両県下ヨリモ募集入植セシムル方針」となったが、これもあまり功を奏しなかつた。第二回移民が新潟港を出港した十月時点でも、「本年度林業移民ハ募集予定人員二百名ニ対シ尚五十八名ノ不足ヲ告ゲ之ガ追加募集ニ関シテハ青森営林局ニ対シ勸奨中ノ処同局ニ於ケル目下ノ状勢ハ不足数全部ヲ充足セシムルコト不可能」という状態であつた。

召集に加えて、国内農村部では新たな状況も生まれていた。弘前営林署からの十月九日付け回報には、以下のようにある。

「首題ニ関シ其ノ後極力募集致シタルモ管内ニ於ケル最近ノ苹果面積ノ通増ハ頓ニ普遍化シ而カモ数年来ヨリ価格ノ好調ハ管内平坦地方ニ於ケル農民ノ生活ヲ著シク露シ亦山間地方殊ニ相馬、目屋方面ニ於テハ鉾山ノ開発ニ伴ヒ労働者ノ需要ヲ著シク増加セシメ又最近木炭価ノ好調ハ地元村民ノ生活ヲ相当ニ露ツツアル為メ生活上ノ不安ハ多少減少ノ状態ニアリ且ツ伝統的ニ生地ヲ離ルルヲ嫌フ習慣モ手伝ヒ条理ヲ尽シテ管内心当ノ者ヲ全般的ニ極力勧誘ニ努メタルモ一時的ノ出稼ハ希望スル者アルモ移民トシテノ希望者ヲ得ラレス」。

一九三七年頃から農村でも急激な景気回復が見られ、それが農業移民と同様に林業移民への動員を困難にしていたのである（玉、一九九九）。

(6) 林業移民への不満

一九三八年に入ると、四月二七日付けで農林省山林局長よりの調査依頼が来ている¹⁸⁾。これは、家族招致のために帰国した者が「移民ヲ代表シ帰還シタル者ノ言動トシテハ相当考慮ヲ要スヘキ事項」があるというものである。この家族招致のため帰国した者が大鰐の「警察署視察員ニ対シ不満ヲ訴ヘタ」事実については、青森営林局から六月十三日に報告されているが、そこではむしろ「左記各項ニ付テハ帰国者ノ等シク不満トスルトコロ」として、以下のような点が述べられている。

第一は、計画書では労働日が一五〇日の見込みとあるに、一九三七年度は平均一二二日で、収入は予定より一〇〇円も低い三五〇円程度でしかなかった点。第二は、労働収入が事業終了後の精算のため就業中、賃金がいくらになっているかわからず、「働キ甲斐ナシ」という点。第三に、直営所

伐事業での収入は、他の請負業者へ出役した者よりも一〇〇円近く減収である点。第四は、家族への送金が依頼してから二、三ヶ月も後となる点。

第五に、家屋の建築費が見込みよりも高価で明細も不明の点。第六に指導者に誠意がなく、相談相手とならない点。そして、最後に「移住者ヲ内地ノ食詰者ト称シテ苦力ト同一視シ輕蔑スル」点などである。

また、この帰国者について調査した大鰐営林署長からの文書（五月三日付け）にも、以下のようにある。

「林業移民ガ予想ニ反シ極メテ不利ナル境遇ニ在ル趣ノ此種不平不満ノ言辞ハ本人ノミナラズ地方一般ニ此ノ点ハ宣伝セラレタルモノノ如シ、当署部内第一次移民四人、第二次ハ十五人ニシテ希望者ノ全部ヲ尽シタリ、仍テ第三次ニハ希望者モ無カルベク又当署トシテモ操業上ニ影響アルヲ以テヨリ以上勧誘セザル見込ナリシヲ以テ将来ノ移民関係ニ対スル影響ハ之ヲ認メズ」。

先に引用した大青山からの報告では、経済的には優遇されているように記されていたが、その実態は期待を裏切るもので、このことが不満の最大のものであった。このような実態が伝わり、募集主体の営林局でも抗議に近い報告をし、大鰐署にいたっては第三回の勧誘はしないと切り切っている。この結果として、青森営林局からの第三回林業移民の選抜は、第二回の一三五名から一転して二一名にまで減少してしまう。また、第二回移民からも三〇名が退団したのであった（八谷、一九三九、頁）。

このようにして、満洲林業移民は一九三八年に一旦は、頓挫したかのような様相を呈する。しかし、そのことは決して林業移民がそのまま先細りとなったことを意味していない。満洲における森林資源の開発はその後も日本の円ブロック内自給体勢確立にとって不可欠の部分であり、そのため

には人員の動員も不可欠であった。翌年の調査報告も体勢の立て直しのためのものであり、改めて募集が強化されていく。ただし、その分析は、続稿の課題である。

三、営林実務実習生制度

(1) 制度の概要と実施経過

営林実務実習生制度は、林業移民より半年早く一九三六年四月から開始されたもので、「満洲国ニ於ケル国有林経営ノ根幹トナルヘキ満人職員養成ノ目的ヲ以テ」実習生を一年間、日本の営林局に派遣して実習させる制度である¹⁹⁾。初年度の人員は二〇名で、秋田営林局と青森営林局でそれぞれ一〇名ずつ分担し、さらに外業実習については秋田営林局では能代、七座営林局が五名ずつ、青森営林局では大畑、川内営林局が五名ずつ分担した。「実務実習生選抜要領」によると、「現在森林事務所雇員」で「満洲ニ於ケル中等程度以上ノ学校ヲ卒業シ」「相当ニ日本語ヲ理解シ得ル」「年齢三十歳未満」の者とされている。実習生は雇員のまま派遣され、「現在ノ給料ハ六割以内ヲ支給シ別ニ月額三十円ヲ手当トシテ支給」され、さらに往復の旅費も支給された。実習内容は、以下の九項目である。

- 一、苗圃・造林・砂防・収穫・斫伐・土木に関する実務
- 二、測量・製図に関する実務
- 三、木材の検尺及処分に関する実務
- 四、国有林野管理に関する実務
- 五、司法警察事務一般
- 六、文書整理の概要

七、出納事務の概要

八、経営精神の体得

九、その他

その具体的実習内容と経過は、後に見るとして、この年の四月四日に青森市に着いた実習生一〇名は、営林局で予備知識の講習を受け、一九日から営林署へ移り、約一年間の実習を受け、翌年三月一〇日に終了式を迎えている。その後、帰国の途に就いた第一回生は、三月二一日に満洲国の首都新京の実業部本部で第二回実習生との歓送迎会並びに懇親会に出席し、さらに満洲国内を視察して本務に戻っている。一方、第二回生はその後すぐに渡日して三月二九日の青森営林局における始業式で実習を開始している。

第二回の実習生も二〇名であったが、一九三八年度の第三回生からは三八名に、三九年の第四回生は四〇名となる。このため青森営林局の分担も、一八名、二〇名となり、三九年には専任の担当が置かれるようになり、指導体制も整備された。さらに、一九四〇年度になると、その総数は一一〇名にまで増員され、熊本、高知など全国六カ所の全営林局に配置して実習が行われることとなり、青森へは引き続き二〇名の配置がなされている。

その後も、資料的には一九四三年の第八回まで続けられたことが確認できる。第九回が実施されたかどうかは、確認できないが、取りやめられたという資料もない。ともかく、第八回までの総数は五五八名となり、青森営林局が受け入れた実習生だけでも一三八名となった。一年間という限られた期間とはいえ、それだけの数の中国人が毎年毎年、青森県を訪れ国有林の営林実務を実習して帰国していったことは、青森県にとっても、中国

にとつても、決して小さな出来事ではない。

そこで次は、初年度の具体的な実習の内容、並びに実習生の生活等について紹介しつつ検討を行うことにする。

(2) 第一年度の実習生と実習計画

第一回生として渡日した実習生二〇名について見ると、年齢は最年少が二一歳、最年長が三四歳で、平均年齢は二六・八歳である。この内、一七人が満洲国各地の森林事務所の所属で三人は林野局林務司の林業科と林政科所属であった。

最年少の張育魁は、ハルピン市の森林事務所所属で、浜江県立第九小学校を卒業後、ハルピン糧業公会私立職業学校に入り、北滿特別区立第一中学校へ転入して卒業し、さらに北滿特別区立師範専科学校を卒業して一月に森林事務所採用されたばかりで、給料は日給で一・二円であった。一方、青森配属の最年長、三〇歳の張殿甲は、奉天省海城県立中学を卒業後に省立第一工科土木科へ進んで卒業し、省の鉄路局に練習絵図員として入り、その後建設庁の測繪員となり、満洲国となつてから実業部林務司の配属となつてゐる。給料は月給七八円で、青森配属一〇名の中で最高であった。給料については、二〇歳前半で四〇円から五〇円、二〇歳後半で六〇円から七五円程度であった。

第一回生に対する実習計画は、まず、「(1) 当初営林局ニ於テ約二週間測量、製図、土木、收穫、斫伐ニ関スル予備知識ヲ講習スルコト(自四月四日至四月十八日局ニ於テ講習セリ)」とある。続いて大畑、川内の両営林署に分かれて各種の外業実習をし、「(3) 外業終了後約一ヶ月間営林署ニ於テ事業予定案ノ編成各種事業実行簿整理等ノ事務見習及ヒ営林局ニ於テ文書整理ノ大要、出納事務ノ大要ノ事務見習ヲ為サシム」とある。ま

た、「(4) 一ヶ月ヲ通シ約半ヶ月間ノ見込ヲ以テ適等ノ時期ニ見学旅行ヲナサシム」ともある。

次に、実習時間は、「夏期(自四月一日至十月末日)ハ自午前七時至午後五時、冬期(自十一月一日至翌年三月末日)ハ自午前八時至午後四時」となつており、「公休日ハ一ヶ月ニ付二日トシ成ル可ク年中行事ノ休業日ト一致セシム」となつてゐた。また、「(イ) 森林経理学、(ロ) 測樹、林価算法及林業較理学、(ハ) 測量学、(ニ) 造林学本論、(ホ) 林産物製造学、(ヘ) 森林利用学、(ト) 林学通論、(チ) 国有林野関係法規の教科書を実習生に購入させ、「実習期間中夜間又ハ雨天ノ日等ニ於テ担当主任ヲシテ講義セシム」となつてゐた。さらに、「筏流事業ハ秋田県米代川ニ於テ行フ」とされ、「実習期間中営林署ニ於テ適時學術試験ヲ行ヒ其ノ結果ハ営林局ニ報告ス」とされてゐた。

生活面については、「実習生ノ生活ハ自治的トス」とあり、「食費ハ一日平均五十錢一ヶ月十五円ヲ標準トス」とある。「小遣錢ハ各自毎月五円」とあり、また、「実習生ニハ原則トシテ人夫賃ヲ支給セス但シ実習生ヲ一組ト為シ功程払ノ事業ヲ又ハ各自日雇払ノ事業ヲ実行セシメタル場合ニ於テ特ニ賃金ノ支給ヲ妥当ト認メタルトキハ之ニ相当スル賃金ヲ支払フモ差支ヘナシ」とされてゐた。

手当金は、先述のように月三〇円が本国から送金され、それを営林署長が一括して郵便貯金として保管し、各人の必要に応じて払い出すものとされ、各自出納簿の記帳が求められている。「二ヶ月ニ一度位二組合併ノ上茶話会ヲ催ス」ともあり、また、「盆、正月、山神祭ノ休業日ヲ除ク外平常ハ飲酒ヲ禁ス」とされ、疾病の治療費は満洲国支弁、実習中の障害は公傷とされてゐた。

予定通り四月一九日に大畑、川内の営林署に移動した第一回実習生は、翌日、「町内役場、警察、学校等ニ挨拶」、午後から営林署業務の主要の講述が早速始まっている。毎日、五時半に起床、六時半朝食、夕食は六時で、七時から九時までは「日本語日本事情学科」があり、九時半就寝とされていた。

(3) 第一回生の実習の実態

五月の末に最初の報告が、大畑、川内両営林署から提出されている。まず、川内の野原技手は、「実習学科習得の状況」として「理解の程度は思ひの外良好にて、平板、コンパスは独りにて十分測量為し得べくと存候」と記している。「健康、衛生等の状況」では、「健康は概して良好、五人の内二名トラホームの為本月始めより治療せしめ居候、大体全治せる状態」と述べている。また、川内営林署長の報告では、「一般二頗ル真面目ニシテ満洲国将来ノ為奉公ノ決意有リト認メラル、日本滞在中ニ日本語ヲ良ク習得シ、日本事情ヲ理解セントスル熱意頗ル厚ク」とある。さらに、小遣いについては、不足すること無しと考えたが「調査ノ結果、各種参考書、雑誌、新聞等ニ要スル費用意外ニ嵩ミ居ル」として「一ヶ月三円程度ヲ増額致度ク、御承認相成り度ク候」とある。

一方、大畑営林署長の報告でも、「向学心及研究態度総テノ実習ニ熱心ナルモ日本語ハ特ニ勉強シツツアリ研究態度モ全員良好ナリ」とある。先に見た張殿甲もさすがに最年長とあつて「向学心並研究態度共五人ノ内最モ良好」と記してあり、「只家族多ク(子供四人アリ)俸給ノ不渡ヲ最モ憂慮シ居レリ」とある。この「俸給の不渡」とは、在満の家族に俸給の六割が支給されるという規定にもかかわらず、渡っていないという手紙が家族から来たことを指し、満洲国政府に速やかに支払うよう交渉を依頼してい

る。また、「比較的外業ノ実習時間多ク日本語勉強ノ時間少キヲ以テ今後実習ハ午前中半日ニ止メ午後ハ其実習ニ伴フ内業並整理其他日本語勉強ノ時間ニ振向ケラレ度シ」とも記している。

七月五日は休日で、大畑では「大畑小学校ニ於テ青年団処女会ノ運動会ヲ見学ス」とあり、川内では「川内町ニテ盆栽展覧会見学ス」とある。徐々に、地域との交流も生まれつつあったことがわかる。また、この月の九日から二一日には、筏流実習のため秋田県営林局の七座、能代両営林署、天神貯木場などの見学旅行に向向き、秋田配置の実習生と交流茶話会も開いている。九月初旬には逆に、秋田営林局配置の実習生が青森を視察に訪れ、内真部営林署内のひば林や青森市内の製材工場を視察している。

その間、最年少の張育魁が、許嫁が危篤との連絡が入り、一時帰国するといった出来事も起きている。秋から冬にかけてはしだいに斫伐や収穫、造林といった実習が増え、合わせて森林経理学などの講義も行われている。翌一九三七年の正月元旦は公休日だったが、二日は自習、斫伐予定案の作成などが講習されている。二月二八日で営林署での外業実習を終えた実習生は、営林局に戻り総括的講習を三月一〇日まで受け、その日に終了式を終えて、翌一日に帰国の途へ就いている。

(4) 第一回実習の科目と経費の

総括

ここに示したのは、一年間の科目別

実習科目	大畑	川内
苗圃事業及造林事業	17	17
運材及土木事業	54	45
測量製図及境界保全の実務	31	30
収穫調査ノ全課程	33	34
立木処分、立木引渡伐跡検査実務	9	7
製炭事業ノ全課程	30	31
官行斫伐事業ノ全課程	96	100
営林実務見習	20	25
見学旅行	4	7
公休日	20	18
計	314	314

実習日数の総括表である。

当然ではあるが、官行斫伐事業に全体の三分の一の〇〇日程度が割かれ、次に運材及土木事業となっている。日曜を除く三―四日中、公休日は二〇日程度でしかなく、実習は一年間濃密に行われた。次に、示したのが、実習生の総括評価である。八点が一人あるが、あとはすべて九点、一〇点で、いずれも高い評価が与えられており、優秀な人材が第一回に選抜されて送られていたことを窺わせる。

実習生（年齢）成績・性質・備考

A (28) 9…極メテ温順ナリ…事務的才能アリ勤勉ニシテ思想穩健、沈黙家ナレド統制ノオアリ

B (25) 10…快活ニシテ思慮深シ…事務技術共ニ優レ率先シテ事ニ当リ勤勉ニシテ実行力アリ統制ノオアリ

C (28) 9…快活ニシテ温順ナリ…学科ニ優レ理解力ニ富ム探求心深ク技術者トシテ適任ト認ム

D (26) 9…温厚ニシテ明朗ナリ…純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シ

E (21) 9…快活ニシテ明朗ナリ…文才アリ将来ニ期待スベキモノ多シ

F (30) 10…温順ニシテ研究心深シ…教学的頭脳アリ測量製図ニ深ク興味ヲ有スル如シ

G (22) 9…温順ニシテ堅実ナリ…事務的才能アリ日本語ハ実習生中第一位ナリ

H (27) 9…穩健ニシテ研究心ニ富ム…他ト交ルニ如オナク頗ル器用ナル如シ将来ニ期待スルモノ多シ

I (22) 9…動作ニ活発ヲ欠キ陰氣ノ様ナレドモ稚氣アリ性温良ニシテ従順ナリ…純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シ

J (27) 8…穩和ニシテ明朗ナリ…純朴ニシテ将来ニ期待スルモノ多シ

次に生活面では、一年間の出費は食費、旅行費（管内視察、秋田見学）、医療費、それに物品代などで、購入物品は作業服（八円）、防水レインコート（六円）、ゴム長靴（三・五円）、地下足袋二足（二円）、寝間着（八円）、ゲートル（二円）、帽子（二円）、洋傘（二・五円）、夏作業服（二二円）、リュックサック（四円）、弁当箱（〇・五円）、鉤（一・五円）の合計五〇円であった。この結果、各人の収支は、収入が満洲国からの月額三〇円の手当、それに人夫賃が年間三〇円程度で、収入合計は三九〇円程度、支出は物品購入に食費、小遣い、教科書参考書、旅行費などで年間合計は平均で三五〇円程度で、ほぼ全員が四〇円ほどの残額を出している。

(5) 終了式と実習生の感想

三月一〇日の終了式において、青森営林局長・原三六は「学理計リデナク实地ノ経験」の重要性と合わせて「当地デ習得シタ技術ヲ帰国後其儘適用シテハ或ハ失敗スルカモ知レナイ」ことを強調し、「彼ノ地ノ実情ニ適合スル様ニ今日迄習ヒ得タ技術ヲ基礎トシテ之ヲ応用シテユカナケレバナナイ」と述べている。このことは、経済更生運動をはじめ当時の農林省に流れていた実際技術の重視、地域性重視の反映であると共に、この実習生制度が学理の習得よりも、官行斫伐事業の現場で役立つ実務家養成に主な目的があったことを改めて確認させるものである。

また、日満親善についても触れ、「諸君ハ一年ノ間日本ノ東北隅ニ位置スル大畑、川内ノ極メテ純朴ナ人達ニ接シテ居ラレタノデアリマスカラ」、「能ク我國民ノ真相ヲ紹介シ若シ誤解シテ居ル様ナ点ガアラバソレヲ解イテ日本國ヲ説明スル等日満親善ノタメ努力ヲシテ頂キタイ」と述べて

いる。そして最後に、記念撮影や大畑、川内の風景、営林署などを納めた写真帳が記念品として渡されている²⁰⁾。

終了を終えた第一回実習生は、翌二一日青森を出発し、秋田で合流して、東京へ出て明治神宮・靖国神社参拝、宮城遙拝、農林省、満洲国大使館、林業試験場、王子製紙、農業試験場などを訪問して名古屋へ移動し、名古屋でも白鳥貯木場やベニヤ工場などを視察、続いて京都、大阪、八幡とそれぞれ視察して一九日に下関を発っている。この後、先述のように新京において第二回生と交流するが、その時に第一回生が述べた感想が帰国に同行した大畑営林署の安藤末雄によって記事にされている（安藤、一九三七）。

主なものを記せば、日本の森林が安全であること、林業技術が進んでいることなどは一般的に述べられているが、特徴的であるものには、「日本人は極めてよく働く。殊に婦人の働きは甚しい。之からは吾々も婦人を働かせる様にせねばならないと思ふ」（同、五二頁）というものがある。これは、日本から行った農業移民に対しても中国人が一樣に驚いた感想であった。その他、「私は日本語が解らぬ為困った」「日本語を良く覚える事は何より大事だ」といった言葉の障害や、雨が多く降ること、山が険しいことなどの風土の違いからくる苦労談も記されている。言葉については、単に日本語だけではなく、青森訛りに慣れるのに苦労があったようである。

言葉や習慣の異なる地での留学であるので、様々な苦労が多かったことには想像に難くないが、第一回に選ばれた営林実務の幹部候補生としては、この一年間が得難い研修の機会であったと考えるても大きな誤りではないだろう。大畑に配置された崔寿昌が「日本に行つて見たことのない風俗習慣を見、森林技術を研究し、一年一日の如く暮らしたことは無上の幸福

と思ふ」（同、五六頁）と述べていることは、本心からかけ離れたものではなかったであろう。

(6) 第二回・第三回の実習生受け入れ

第二回（一九三七年度）は、前年をほぼ踏襲して実施されている²¹⁾。実習生二〇名の内、本庁林野局林務司の雇員が七名と前年より増えている。この年度は三月二十九日から四月一〇日までが予備講習となり、市内浜町宮川旅館に投宿して営林局で、朝八時から午後四時までの講義を受講し、一日より大畑、川内へ移動して外業実習に移っている。六月五日に大畑では「大畑小学校ノ運動会見物」、川内は六月一三日に「川内小学校運動会ニ参加ス」とある。また、八月一二日には「川内小学校ニ於ケル下北郡処女会総会ニ臨席」といった記述もある。十一月三日には「大畑小学校ニ於ケル明治節拜賀式ニ参列」するなど、地元との交流が深くなっている。

一方、実習カリキュラムについては、六月の大畑の実習日程を一部例として示すと、十五日、「実習場所」添木苗圃、「科目」苗圃、「内容」ボルドウ液ノ調製並病虫害ノ駆除予防法、十六日、実験林、測量、羅盤測量ノ实地指導、十七日、鍋滝山、斫伐、水揚積込並運材事業ノ調査、十八日、大畑貯木場、検尺並材積計算、十九日、宿舍、貯木業務並造林事業ニ関スル試験、というように各種の科目を組み合わせたものであった。この年の秋田筏流実習は九月で、実習生一〇名と引率者三名で十和田国立公園施設の見学も行っている。冬には、伐木造材と合わせてスキーの練習も行われている。

この年度の成績評価も、「成績ハ前記ノ通ニシテ全員将来森林官トシテ適当ノ人物ト認メラレル」とあるが、経費については、前年に比し写真原板や現像薬品、辞書、散髪など支出が増え、大方が五〇円前後の不足とな

り、このため営林署からは「少ク共一ヶ月五円程度ノ増額ヲ望ム次第ナリ」と手当増額を要望している。

第三回は、「本年度ハ国有林事業ノ拡張地方造林事業ノ進展等二件ト更ニ二十八名増加計三十八名ヲ派遣致度目下手続中」と人数が三八人に増えた。このため青森営林局へは一八名が配置され、新たに金木営林署にも五名の実習生が配置され、大畑七名、川内六名の三カ所所で実施されている²²⁾。

(7) 第四回以降の実習生受け入れ

第四回(一九三九年度)は実習生の総数は四〇人となり、青森営林局もこの年から毎年二〇人の受け入れとなった²³⁾。このため、「営林署職員ノ都合上一営林署ニ配属シ専任ノ指導者ヲ置キ之ニ当ラシメタリ」と大畑営林署だけで指導する体制へと変更された。さらに、この年から毎週一日大畑青年道場において「団体訓練・教練」が行われるようになった。また、四月中は連日、大畑小学校で町内有志講演を受講している。講演者は、大畑町長、在郷軍人会長、小学校長、処女会長、青年団長などである。四月二十九日には天長節拝賀式参列など、戦意高揚のための行事が実習日程に多数組み込まれることになった。他方で、行事の後には「町内有志歓迎会列席」や三日間に渡って「大畑町男女青年講習会ニ参加」するなど、町との交流はより濃密となっている。

秋田への見学旅行も日数が増えて六日間となっている。毎週の教練を考へても実習時間は最初に比べればかなり減少している。回を重ねたこと、人数が増えたことで、システム化され、簡略化され、当初のような一人一人に合わせた丁寧な指導ではなくなってきたと見て良いだろう。経費の方も、手当は三五円に増額となっているが、支出も増え、八〇円を超える不足で「各人家庭ヨリノ送金ニヨリ充当」とあり、さらに五円の手当増額を

要望している。

第五回(一九四〇年度)は、実習生が一一〇人に増え、青森・秋田以外の営林局においても実習生の受け入れが行われたため、青森営林局には熊本・高知の営林局から実績や注意点などについての問い合わせが来ている。その回答は多岐にわたっているが、「実習中日本語劣等ノモノハ日本語優秀ノモノヲ介シテ了解セシムルヲ可トシ、各班二分類スルトキハ班長ハ日本語優秀ノモノヲ選フ必要アリ」「教科書ハ本多博士監修ノ中等学校林業教科書ヲ使用セルモ出来得レバ署事業ニ近キ実質ヲ有スル『プリント』類ヲ使用セシメルヲ可トス」「但シ教練・訓練ハ滿洲人ノ特性ヲ考慮シ急激ナル方法ヲ避ク」「特ニ考慮スベキハ滿洲ノ事情ヲ考慮ニ入レ日本人ヲ標準トシタル急激ナル方法ヲ以テ指導スルコトヲ避ケルト共ニ余リ自由、温情ノミニ走り不規律、怠惰ニ慣レシメサル様、中庸ノ方法ヲ採ルノ要アルモノト思料セラル」などが注目される。

第六回(一九四一年度)については、あまり資料が残されていない。一点注目されるのは、この年の六月二十七日付けで「満系職員委託訓練生徴兵検査ニ関スル件」として、前年の満洲国国兵法の実施により該当者二名を八月一日までに帰国させるように通知が来ていることである。また、教練に加えて、勤労奉仕も実習に加わっている点も、日本が太平洋戦争へ突き進む状況を反映している。

第七回以降の資料は残っていないが、雑誌『青森林友』三四一号(一九四三年一二月号)には、この年の九月一日から二三日まで行われた第八回実習生の秋田見学旅行の様子が報告されている。天神貯木場や米代川筏流など恒例の視察を終えて、十和田湖ではボートを漕いだり、八甲田では酸ヶ湯の温泉に入るなどつかの間の息抜きを行っている。彼らが帰国する

と、一年後には満洲国の崩壊という修羅場が待ちかまえていた。

おわりに

本稿では、これまで研究対象として取り上げられたことのなかった満洲林業移民と営林実務実習生制度について、東北森林管理局青森分局の資料に基づいて開始の一九三六年を中心に考察を行った。

最初に、この両者と一体の満洲国有林における官行斫伐事業が開始されるまでの経緯を整理した。その結果、満洲の森林資源は日本の満洲進出を動機付けるものの一つであり、とりわけ昭和に入ってからには樺太を補充するパルプ資源供給地としてその開発が期待されていたことを示した。ただし、森林開発のためには、それまでの乱開発を矯正し、国有林の合理的経営方式を確立する必要にも迫られ、そのための方策として日本に蓄積されてきた制度と技術を満洲国へ全面的に導入するという方針が確立して、一九三六年から取り組まれたのが、官行斫伐事業であった。そして、林業移民と営林実務実習生制度は、制度・技術の導入を具体的に担う位置づけの下に開始されたものであった。

満洲林業移民は、一九三六年度開始の官行斫伐事業に合わせて青森、秋田の両営林局から熟練林業技術者を事業に雇用する目的で開始された。その際、事業の中核的労働者としてだけでなく、中国人への技術指導も期待されていた。第一回の募集に対する応募は二倍以上であり、反応は良かったが、そこには林業収入への過剰な期待があった。また、応募者の中には、林業労働を専業として農業経験の無い者も少なからず含まれていた。最初の募集は、官行斫伐事業の成功に重きを置いたもので、そうした

移民をも想定したものだ。

ところが、同じ年から百万戸移民が国策となったことにより、林業移民にも農業移民としての定着が求められることにより、翌年から退団者が相次ぐこととなった。また、林業収入が予想を大きく下回ったことから、移民の間で不満も募り、退団者もさらに増え、第三回の募集への応募は激減した。これらは、当初、日本林業の制度と技術を導入するところに主な狙いがあった林業移民が、大量移民という国策達成のために、技術移転としての性格を薄れさせ、移民の一形態とされた結果であった。一九三九年に行われた調査報告が、いずれも「優秀技能者は一定の数的限度」があると見て、林業技術といった資格要件の緩和を求めていることは、林業移民を一段と農業移民へすり寄せるための提案といえる。

果たして、第一回や第二回の熟達した移民の技術が、現場で共に働く中国人にどの程度伝えられたかについては資料的に確認しようがない。しかし、移住者が「内地ノ食詰者ト称シテ苦力ト同一視シ軽蔑」される状況では、技術指導もあまり期待できないといえよう。実際に移民した労働者も官行斫伐事業での収入が第一の目的で、日本の林業技術を伝えるという使命感を持って渡満したようにも見えない。日本から行った山林局の官僚が意図した林業技術の移転という構想は、林業移民に関しては実態とはかけ離れていたように見える。また、満洲国が作った林野局―営林局―営林署という制度が、戦後どうなったかの検討は、今後に残された課題である。

その一方で、営林実務実習生制度については、一定の評価が与えられてしかるべきであろう。人数的には決して多くはないが、それでも一九四〇年以降は毎年一〇名が一年間のかかり濃密な実習を受けて帰国している。実習のカリキュラムからは、官行斫伐事業に直ちに役立つように基礎

よりも実践が重視された内容となっている。人数が当初の二〇人から四〇人、一一〇人と増加していったのも、官行斫伐事業の推進上、効果が高いと満洲国林野局で評価したからであろう。

最初の少人数による徹底した指導に比べると、人数が増えてからは、実習の時間数も減り、スタイルも形式的になった感はある。軍事教練や勤勞奉仕、国威発揚行事への参加など戦争の影響も後半に至るほど顕著となっている。ただ、その一方で、年を経ることに毎年顔ぶれは違っても大畑の町への帰属度は高まり、運動会や歓迎懇親会、青年会処女会などへの参加が恒例化し、町民との交流機会が増えたことも見逃せない点である。

満洲国の崩壊後も中国は内戦となり、新中国誕生後も文化大革命などの混乱が続くので、日本で学んだ実習生が身につけた技術を生かす場が与えられたかどうかは定かでない。しかし、この実習生制度で中国人が学んだ林業技術の水準は、当時としてはかなり高いものであったと考えられる。その意味で、営林実務実習生制度は、日本のための森林資源開発の手段とはいえ、技術移転の役割を果たし得る可能性をもっていたと評価することもできるだろう。

いずれにしても、本稿は満洲林業移民と営林実務実習生制度の概要と分析視角の提示に重きを置いた最初の研究である。今回、利用できなかった資料も多数あるので、最後に論じた点は、より豊富な実証を踏まえて続稿で改めて検討されることになる。

注)

1) 満洲農業移民に関する研究文献については多数あるが、とりあえずは、山田(一九七八)、岡部(一九七八)、塚瀬(一九九八)に基本文献が示され

ている。最新では、玉(二〇〇三)で、なるべく多くの文献を参照するようにした。

2) 満洲農業への技術移転が強く意識されるようになったのは、一九三九年の北海道農法の移転からである。それには、日本国内における食糧問題の深刻化という背景がある。一連の拙稿は、この問題視角から満洲農業移民が「満蒙開拓」へと再編成される過程を時系列的に分析したものである。

3) この「既設機関」とは、それまで林場権を取得して森林伐採を行っていた中国や日本、あるいは合併の民間業者のことで、「日満合併の特殊林業会社」とは、関東軍が統制ある伐採を名文として林場権所有者を合同させて設立を目指していた国策会社で、一九三六年に満洲林業株式会社として設立され、三八年には満洲林業株式会社となるものである。

4) 「パルプ国策問題の行衛」『木材』第七卷第二号、一九三七、二七頁。なお、樺太における林政改革については、平井(一九九七)第六章を参照。

5) 同右。

6) 「集団伐採実施と満洲木材業の前途」『木材』第五卷第一〇号、一九三五、二二一―二五頁。

7) 「康徳三年度の満洲国集団伐採」『木材』第六卷第一〇号、一九三六、一五―一七頁。

8) 同右。

9) 「満洲の森林と其木材需給」『木材』第六卷第一二号、一九三六、一五頁。

10) これ以下の引用は、東北営林局青森分局資料(一)(以下、資料(一))による。

11) ここからの引用は、資料(二)による。

12) 帰国者の年齢・家族・経歴などについては、資料(一)による。

- 13) ここよりの引用は、資料〈4〉による。
- 14) 退団者に関する引用・記述は、資料〈6〉と八谷（一九三九）による。
- 15) 一九三六年度の青森県における林業労働者調べによれば（青森営林局、一九三八）、総数は三八、六六一人、その内林業専業は二、八六六人で七・四％に過ぎなかった。ただし、これを斫伐事業に限ると総数一〇、六〇九人、専業二、六二〇人（二四・七％）で、専業労働者の比率が高かった。このことから、熟練技術者という要件に依りて、当初は林業専業労働者が応募したものと考えられる。
- 16) この部分の引用は、資料〈4〉より。
- 17) 以下の引用・記述は、資料〈4〉による。
- 18) 以下の引用・記述は、資料〈6〉による。
- 19) 以下の引用・記述は、資料〈3〉による。
- 20) この挨拶については、「満洲国営林実務実習生ノ実習終了式ニ於ケル原営林局長挨拶」『青森林友』二六一号（一九三七年四月）、二一七頁より引用。
- 21) この項の引用・記述は、資料〈5〉による。
- 22) 第三回については、資料〈7〉、資料〈8〉による。
- 23) この項の引用・記述は、資料〈9〉による。

【参考文献】

- 青森営林局（一九三八）『昭和十一年度 国有林公有林野官行造林事業従事林業労働者調』
- 荒浜圭一（一九三八）『木材パルプ資源と満洲林業の将来に就て』『校友会報』

盛岡高等農林学校芸術部

安藤末雄（一九三七）『満洲視察記（一）』『青森林友』二六三号

大澤正之（一九三六）『満蒙に於ける林業の使命』『東亜研究資料』一八号

岡部牧人（一九七八）『満洲国』三省堂選書

奥田亨・川村順（一九三九）『林業開拓ニ関スル調査報告』満鉄第一調査室

荻野敏雄（一九六六）『朝鮮・満洲・台湾林業発達史論』林野共済会

企画院（一九三八）『パルプ増産計画に就いて』『山林』六六七号

六戸乙熊（一九三三）『満洲国の林業』『満蒙研究資料』二号

玉真之介（一九八五）『満洲開拓と北海道農法』『農経論叢』四一号

玉真之介（一九九六）『満洲移民』から『満蒙開拓』へ』『弘前大学経済研究』一九号

玉真之介（一九九八）『戦時農政の転換と日満農政研究会』『村落社会研究』第四卷第二号

玉真之介（一九九九）『総力戦下の『ブロック内食糧自給構想』と満洲農業移民』『歴史学研究』七二九号

玉真之介（二〇〇一a）『満洲産業開発計画の転換と満洲農業移民』『農業経済研究』第七二卷四号

玉真之介（二〇〇一b）『満洲国における米穀管理法について』『農業市場研究』第九卷第二号

玉真之介（二〇〇三）『日満食糧自給体制と満洲農業移民』戦後日本の食料・農業・農村編集委員会『戦時体制期』農林統計協会

塚瀬進（一九九八）『満洲国「民族協和の実像」』吉川弘文館

八谷正義（一九三九）『満洲に於ける林業開拓民に就いて』『東亜研究資料』二八号

平井廣一（一九九七）『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房

満洲開拓史刊行会（一九六六）『満洲開拓史』開拓自興会

満鉄経済調査会（一九三五）『満洲林業方策』立案調査書類第一編第一卷第一号

村上龍太郎（一九三六）『満洲の森林に就て』『山林』六四七号

村上龍太郎・奥野道夫（一九三六）『満洲の林業政策と外在輸入統制問題』『木材』第六卷八月号

山内清治郎（一九三九）『満洲開拓民政政策の概観と林業開拓民の現況』『山林彙報』第三四卷第二号

山田昭次（一九七八）、『近代民衆の記録6満州移民』新人物往来社

〔東北森林管理局青森分局資料〕

- 〈1〉『昭和十一年度一 重要書類』
- 〈2〉『昭和十二年度一四 重要書類』
- 〈3〉『昭和十三年度二 重要書類』
- 〈4〉『昭和十三年度三 重要書類』
- 〈5〉『昭和十三年度五 重要書類』
- 〈6〉『昭和十三年度六 重要書類』
- 〈7〉『昭和十四年度二 重要書類』
- 〈8〉『昭和十四年度五 重要書類』
- 〈9〉『昭和十五・六年度 重要書類』

（たま しんのすけ・近現代部会専門委員、岩手大学教授）